改正後	改正前
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　ＧＭＯあおぞらネット銀行株式会社	十　あおぞら信託銀行株式会社
［十一～十九　略］	［十一～十九　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部改正）

第五条　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　ＧＭＯあおぞらネット銀行株式会社	十四　あおぞら信託銀行株式会社
［十五～二十二　略］	［十五～二十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関を指定したので、同条第十三項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年六月一日

総務大臣　野田　聖子

一　指定較正機関の名称及び住所

インターテックジャパン株式会社

東京都港区海岸三丁目十八番一号　ピアシティ芝浦ビル四階

二　較正の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称	事務所の所在地
インターテックジャパン株式会社　校正事業部	茨城県神栖市砂山三番地二

三　較正の業務の開始の日

平成三十年六月一日

○総務省告示第百九十五号

町を市とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定によりその例によることとされる同法第七条第一項の規定に基づき、筑紫郡那珂川町を那珂川市とする旨、福岡県知事から届出があったので、同法第八条第三項の規定によりその例によることとされる同法第七条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成三十年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年六月一日

総務大臣　野田　聖子

○法務省告示第百六十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成三十年六月一日

法務大臣　上川　陽子

横浜地方法務局所属	喜多　剛久
千葉地方法務局所属	余田　武裕
宇都宮地方法務局所属	松尾　泰三
大阪法務局所属	仁田　裕也
名古屋法務局所属	扇谷　俊春
津地方法務局所属	福田　勝

○外務省告示第百九十九号

平成三十年五月十八日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

平成三十年六月一日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日本側　佐藤正明在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　ユルビノ・ホセ・ゴンサルヴェス・ボテーリョ外務・共同体大臣

○文部科学省告示第百四十六号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第二十一条の規定に基づき、小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した次の在外教育施設の認定について、平成三十年六月十四日をもって取り消すこととしたので、同規程第二十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年六月一日

文部科学大臣　林　芳正

名称	位置	設置者
聖学院アトランタ国際学校（小学部）	アメリカ合衆国アトランタ	公益法人聖学院アトランタ国際学校

○厚生労働省告示第二百四十号

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を次のように定める。

平成三十年六月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針

総則

第1

1　目的

この指針は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が厚生労働大臣に提供する情報について、その利用及び管理について責任を有する者（委託契約を締結して当該情報を管理する者を含む。以下「管理責任者」という。）以外への提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

2　対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第二項の規定により厚生労働省に提供される介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報並びに被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況に関する情報（集計して得られたデータを含む。以下「データ」という。）とする。

第2　データの利用目的

1　データは、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。

2　市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は1の調査及び分析の結果のほか、当該求めに係るデータを市町村長又は都道府県知事に提供することができる。